熊本県	すずおとめ
大分県	すずおとめ

附　則

平成二十二年以前に生産された国内産のもみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦及び大豆の銘柄の検査については、この告示の施行後も、なお従前の例による。

○農林水産省告示第七百五号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第六項及び第十一項の規定に基づき、昭和二十六年十一月十四日農林省告示第四百一号（漁港の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

青森県の部白糠の項漁港の区域の欄を次のように改める。

次のア点からエ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

ア点　北緯四十一度〇八分五十六秒〇〇八四　東経百四十一度二十三分十五秒六五六一

イ点　北緯四十一度〇九分〇三秒八五〇二　東経百四十一度二十四分〇六秒〇六〇四

ウ点　北緯四十一度〇五分〇七秒二七七二　東経百四十一度二十四分二十三秒二四二四

エ点　北緯四十一度〇五分十三秒〇一九九　東経百四十一度二十三分三十二秒三九三七

水域の欄に規定するウ点及び工点並びに次のオ点からツ点までを順次結んだ線、次のツ点から一般国道三百三十八号の海側線に沿い同欄に規定するア点に至る線、同欄に規定するア点から同欄に規定するイ点に引いた線並びに水際線により囲まれた地域

オ点　北緯四十一度〇五分十四秒一三七三　東経百四十一度二十三分三十一秒六五七四

カ点　北緯四十一度〇五分二十九秒六七四一　東経百四十一度二十三分四十三秒二二九八

キ点　北緯四十一度〇五分三十四秒六〇一七　東経百四十一度二十三分四十五秒二七〇七

ク点　北緯四十一度〇六分〇一秒〇八二三　東経百四十一度二十三分五十二秒一六四六

ケ点　北緯四十一度〇五分五十五秒二九六六　東経百四十一度二十三分四十七秒一六〇三

コ点　北緯四十一度〇五分五十五秒四一六〇　東経百四十一度二十三分三十八秒〇〇九四

サ点　北緯四十一度〇六分〇六秒四九四四　東経百四十一度二十三分三十秒〇四八〇七

シ点　北緯四十一度〇六分二十秒三五一一　東経百四十一度二十三分三十一秒九八二七

ス点　北緯四十一度〇六分二十秒九四一八　東経百四十一度二十三分二十五秒三二六〇

セ点　北緯四十一度〇六分三十四秒九九七〇　東経百四十一度二十三分二十六秒四七二八

ソ点　北緯四十一度〇六分三十四秒三四一五　東経百四十一度二十三分二十二秒三〇二九

タ点　北緯四十一度〇七分四十五秒九五四五　東経百四十一度二十三分三十八秒〇四二七

チ点　北緯四十一度〇七分五十三秒一七七四　東経百四十一度二十三分二十五秒九五七三

ツ点　北緯四十一度〇七分五十六秒七三七九　東経百四十一度二十三分二十五秒九六三二

○農林水産省告示第七百六号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十四条の四第一項の規定に基づき、平成七年二月二十四日農林水産省告示第三百二号（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四条の四第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

別表中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

○農林水産省告示第七百七号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十三年三月三十一日付けで次の法人の同法第十八条第一項の規定による米穀価格形成センターとしての指定を取り消したので、同法第二十八条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年三月三十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　名称　財団法人全国米穀取引・価格形成センター

二　住所　東京都文京区湯島三丁目二十六番十一号

三　事務所の所在地　東京都文京区湯島三丁目二十六番十一号

○農林水産省告示第七百八号

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百二十二号）第一条第二項の規定に基づき、平成二十二年十月二十九日農林水産省告示第千八百三十八号（平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行令第一条第一項及び第二項の農林水産大臣が指定する地方公共団体及び補助金又は給付金を定める件）の一部を次のように改正したので、同条第十項の規定に基づき告示する。

平成二十三年三月三十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第二項第四号に次のように加える。

チ　口蹄疫畜産再生基金事業実施要綱（平成二十二年十一月二十六日付け二十二農畜機第三千五百五号）別表一の事業の種類の欄の五の事業内容の二又は三の規定に基づき交付される補助金（宮崎県、鹿児島県、熊本県又は大分県から交付される補助金を財源とするものを含む。）

○農林水産省告示第七百九号

独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）第一条第一項第二号及び第二項並びに第四条第二号の規定に基づき、平成十五年九月三十日農林水産省告示第千五百二十七号（独立行政法人農業者年金基金法施行令第一条第二項の農林水産大臣が定める予定利率等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一中「一・五五パーセント」を「一・四〇パーセント」に改める。